中国における特許出願に対する情報提供制度

GIP-China　劉　春成
林　　軍

中国における特許出願に対する情報提供制度は、特許出願の公開日から権利付与公告日まで、如何なる者でも当該特許出願に対して、特許付与の要件を満たさないことの証拠となる情報を特許庁に提供することができる制度である（中国では、「公衆意見の提出」制度と呼ぶ)。情報提供制度は、特許出願が許可されるべきか否かについて公衆が意見を表明することにより、権利付与前の特許の審査に参加する権利が与えられるとも言われ、また、この審査は「公開審査」と呼ばれることもある。以下、主に中国における情報提供制度の具体的運用について紹介し、最後に主要国の情報提供制度の具体的運用を比較してみる。

1．情報提供制度の主旨

世界全体の特許出願件数（164庁による総件数）は増加しつつある[1]。

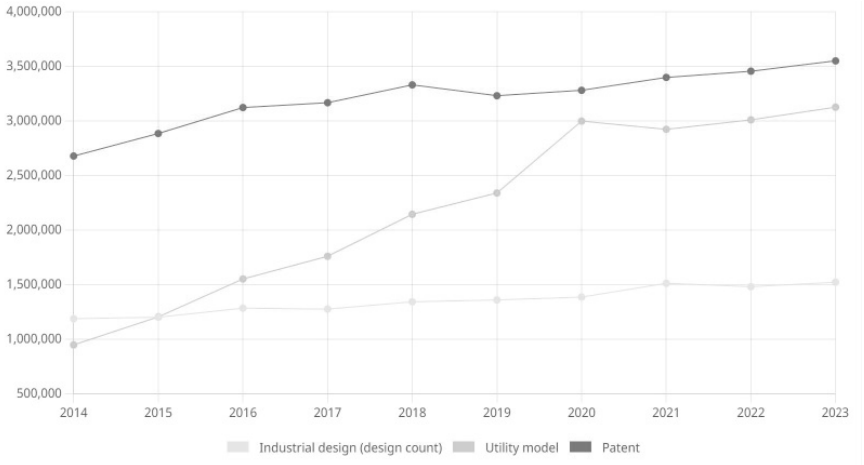

図１．世界全体の特許出願件数

1　データソース：WIPO IP Statistics Data Center
https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/search-result?type=KEY&key=201

このように、先行技術情報は非常に膨大であり、その地理的範囲は全世界に及ぶため、特許庁の審査官が検索によってすべての先行技術を発見できることを保証することができない。また、専門知識や具体的な製品に関する情報などの観点から、審査官及び出願人以外の公衆、例えば出願人の競争相手であるライバル企業の方が、審査官より多くの先行技術や、発明の属する分野の公知技術・慣用手段に精通していると思われるため、ライバル企業等から提供された情報が審査段階において考慮されれば、審査の効率を高め、審査結果の正確性を確保することができると考えられる。一方で、ライバル企業側からは、競争相手として、他社の特許出願の権利化を阻止するニーズもある。そのため、法律では、公衆が特許付与の要件を満たさない理由及び証拠を添えて、特許庁に情報を提供することができる制度を設けることで、公衆に特許の審査に参加する機会を与える。情報提供制度をもって、社会資源の有効活用、特許庁の審査過誤の回避と審査効率の向上、公益の保護を図ることができる。

２．情報提供制度の法律根拠

中国では、情報提供制度に関する条文・規定の記載は少なく、専利法実施細則第54条及び審査指南第２部分第８章第4.9節の二か所のみである。

現行専利法実施細則第54条
発明専利出願の公開日から専利権付与の公告日まで、如何なる者も専利法の規定に合致しない専利出願に対して国務院専利行政部門に意見を提出し、かつ理由を説明することができる。

審査指南第２部分第８章第4.9節
4.9　公衆からの意見に対する処理
専利法の規定に合致しない発明専利出願に対して如何なる者により専利局に申し立てられた意見は、審査官が実体審査時に考慮するように、当該出願の書類包袋に保管しなければならない。公衆からの意見は審査官が専利権を付与する通知を発行した後に受領された場合には、考慮する必要はない。公衆からの意見に対する専利局の処理状況は、意見を申し立てた公衆に通知する必要はない。

３．情報提供制度の具体的運用

３．１　情報提供者

如何なる者も情報提供をすることができる。また、無効審判請求時の手続きとは異なり、情報提供者の氏名の記載が求められているため、情報提供者は身元を明らかにしなければならないが、身元証明資料の提出は求められていないため、例えば代理人などに情報提供者となってもらうことで、実質的に匿名で提出することが可能である[2]。

３．２　情報提供可能な時期

上記専利法実施細則の規定によれば、中国では、情報提供ができる時期は出願が公開されてから特許権登録が公告されるまでの期間中である。また、審査指南の規定によれば、特許権を付与する（特許査定）通知が発行された後に受領された情報は、審査官は考慮する必要はないため、特許査定通知後に提供された情報は通常考慮されないと考えられ、情報提供が考慮される期間は

事実上出願が公開されてから特許査定通知書が発行されるまでの間となる。

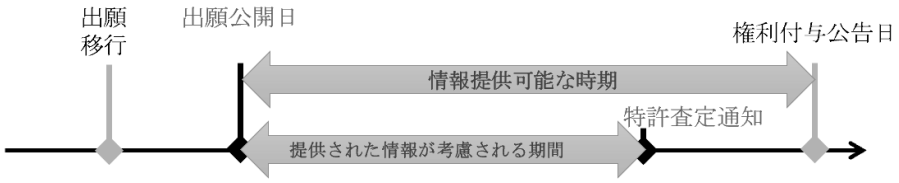

図２．中国における情報提供可能な時期及び提供された情報が考慮される期間のイメージ図

３．３　提出することができる情報

情報提供にあたって、実務において以下の特許付与の要件がよく利用されている。

- 対象出願の請求項に係る発明が、専利法第９条（いわゆる「ダブルパテント」）の規定に合致しない旨の情報
- 対象出願の請求項に係る発明が、専利法第22条２項（新規性）の規定に合致しない旨の情報
- 対象出願の請求項に係る発明が、専利法第22条３項（進歩性）の規定に合致しない旨の情報
- 対象出願の請求項に係る発明が、専利法第２条（発明等保護客体の定義）、第５条（特許を受けることができない発明）、第25条（科学発見等特許を受けることができないもの）の規定に合致しない旨の情報
- 対象出願の請求項に係る発明が、専利法第26条第３項（実施可能要件）の規定に合致しない旨の情報
- 対象出願の請求項に係る発明が、専利法第26条第４項（サポート要件、明確性要件）の規定に合致しない旨の情報
- 対象出願の請求項に係る発明が、専利法第31条第１項（単一性要件）の規定に合致しない旨の情報
- 対象出願の請求項に係る発明が、専利法実施細則第23条２項（必須技術的特徴の記載要件）の規定に合致しない旨の情報

情報提供をする際に、対象特許出願に対して、拒絶理由応答時に通用される「意見陳述書」を利用して[3]、「意見陳述書」にて特許付与の要件に合致しない理由を説明すると共に、根拠となる関連特許文献または非特許文献、その他の証拠を添付したうえで、オンライン（電子出願の場合に限る）[4]、郵送[5]または中国特許庁の窓口[6]で提出することができる。なお、中国特許庁の窓口で提出する場合、受領書（中国語で「窗口递交文件回执」）をもらうことが可能である。

2　この情報は2024年12月時点で中国特許庁のお問い合わせ先に電話で問い合わせた際に得られた情報である。また、下記2008年７月の中国特許庁Ｑ＆Ａの欄にも匿名で情報提供が可能であるとの回答があったが、他のＱ＆Ａに匿名で情報提供が可能であるか否かはっきりしていない回答もあったため、実際の手続き時には最新の運用を現地代理人に確認したうえで、手続きを進めることを推奨する。
https://www.cnipa.gov.cn/jact/front/mailpubdetail.do?transactId=128916&sysid=6
https://www.cnipa.gov.cn/jact/front/mailpubdetail.do?transactId=436616&sysid=6
https://www.cnipa.gov.cn/jact/front/mailpubdetail.do?transactId=276135&sysid=6

3　https://www.cnipa.gov.cn/jact/front/mailpubdetail.do?transactId=242629&sysid=6

4　https://www.cnipa.gov.cn/jact/front/mailpubdetail.do?transactId=470394&sysid=6

5　https://www.cnipa.gov.cn/jact/front/mailpubdetail.do?transactId=426856&sysid=6

6　https://www.cnipa.gov.cn/jact/front/mailpubdetail.do?transactId=267815&sysid=6

３．４　提供された情報の取り扱い

審査官は、提供された情報について、原則、その内容を確認し、審査において利用するか否かを裁量で決める。また、上記審査指南の規定によれば、特許査定通知が発行された後に受領された情報については考慮する必要がない。

実務上、審査効率を図る観点を考慮すると、ファストオフィスアクション（審査意見通知書）が発行される前に提供された情報は、審査官に考慮され、審査に利用される可能性が最も大きいと考えられる。

３．５　情報提供者へのフィードバック

上記審査指南の規定によれば、公衆からの意見に対する専利局の処理状況は、意見を提出した公衆、即ち、情報提供者に通知する必要はない。

実務上、情報提供者は、情報提供を行った後に発行された審査意見通知書中の審査官による審査意見を通じて、この情報が審査官に考慮されたか否かを把握することができる[7]。

３．６　提供された情報の閲覧

提出された情報は通常、公開されない[8]。また、特許が設定登録後、出願書類等経過のファイル（包袋）を閲覧・複製するサービスを介して、提供された情報を閲覧複製申請することができる。この申請があった場合に、特許庁の審査を経って、提供された情報を閲覧・複製することができる場合がある[9]。

４．情報提供と無効審判の比較

中国では、情報提供可能な時期は出願の公開日から専利権付与の公告日の間であり、権利付与後の特許権については情報提供ができない。一方で、権利付与後に、この特許権が特許付与の要件を満たさない理由及び証拠を添えて、無効審判を請求することができる。権利付与前の情報提供及び権利付与後の無効審判はいずれも他社特許に対する対抗措置とされており、両者の相違点は以下の通りである。

	情報提供	無効審判
適用段階	権利付与前	権利付与後
手続負担	比較的軽い	比較的大きい
コスト	比較的低い	比較的高い

表１．中国における情報提供と無効審判の比較

7　出願日が2010年２月10日以後の出願の審査状況は、中国特許庁が提供する「中国専利審査情報検索（中国語で「中国专利审查信息查询」）」または欧州特許庁が提供するEspacenetによりオンラインでほぼリアルタイムに確認できる。
https://cpquery.cponline.cnipa.gov.cn/chinesepatent/index
https://worldwide.espacenet.com/advancedSearch?locale=en_EP

8　https://www.cnipa.gov.cn/jact/front/mailpubdetail.do?transactId=442811&sysid=6

9　この情報は2025年２月時点で中国特許庁のお問い合わせ先に電話で問い合わせた際に得られた情報である。

情報提供における情報提供者は特許出願の審査における当事者ではないため、情報提供をした後、審査は出願人と審査官との間で進められ、通常、情報提供者は審査官と連絡を取ることもせず、無効審判と比較すると、情報提供の場合、手続き負担が比較的軽く、費用も比較的に安く済む。一方、特許無効審判の場合、審判の請求人と特許権者は審理に参加する当事者対立構造をとり、審判では書面だけでなく口頭でも審理が行われるため、手続き負担が比較的大きく、費用も比較的に高く、情報提供の５倍以上の費用になることがある。

５．情報提供制度活用の留意点

情報提供制度は、自社のビジネス上、障害となる競合他社の特許出願を攻撃する手段として活用されている。実務の経験に鑑み、その活用にあたって、下記の２点に留意いただきたい。

５．１　情報提供のタイミング

前述したように、特許が設定登録後、出願書類等経過のファイル（包袋）を閲覧・複製するサービスを介して、提供された情報を閲覧・複製することができる場合があり、この場合、情報提供があった旨を特許出願人に知られるリスクがあることに留意いただきたい。

これに対して、中国では、ほとんどの特許出願はファストオフィスアクションが発行されることを考慮し、ファストオフィスアクションが発行された後、審査官による審査意見の状況や、拒絶理由応答時の出願人による補正後の請求項を確認したうえで、情報提供するか否かを判断し、そして、情報提供する場合に、補正後の請求項等を鑑みて、書面による意見を作成して情報提供を行ったほうが好ましいと考えられるため、情報提供を行う際に、この点も考慮に入れて、手続きを行うことを提案したい。

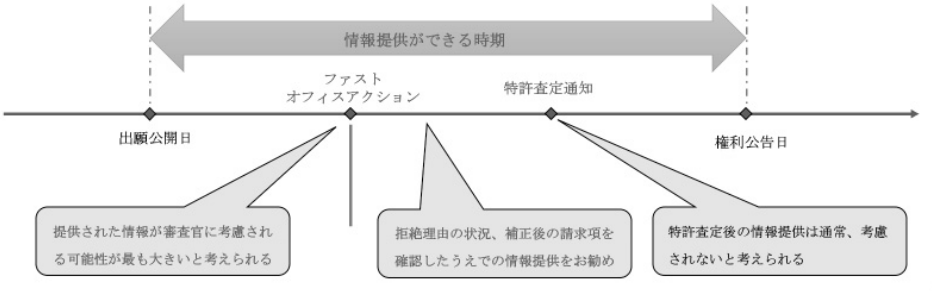

図３．中国における情報提供のタイミング及び効果のイメージ図

５．２　情報提供及び無効審判の選択

上記情報提供と無効審判の比較から、他社特許に対する対抗措置として情報提供の方が無効審判よりメリットが多くあるように見える。しかし、中国では、情報提供は権利付与前に行う必要があるため、その際対象特許出願が特許庁の審査に係属しており、明細書のみに記載された内容をクレームアップしてクレーム補正を行うことができ、また、分割可能な場合もあるため、補正または分割によって審査係属期間が延ばされ、さらに補正後または分割後に登録された権利範囲が情報提供者の望む結果にならないリスクがあることに留意いただきたい。

これに対して、中国では、無効審判の場合、厳しい補正の制限が課されており、明細書のみに記載された内容をクレームアップしてクレーム補正を行うことができず、権利範囲を拡張したり、補正前の請求項に存在しなかった構成要件からなる範囲にずらしたりすることができないた

め、対象特許をより効果的で効率的に対抗することができる場合があると考えられるため、情報提供を行う際、無効審判も視野に入れて、対象特許や、実際の製品・技術の状況を総合的に考慮したうえで、より適切な対抗措置を選択することを提案したい。

６．主要国における情報提供制度の具体的運用

多くの国の特許法では情報提供制度を設けており、例えば、中国のほか、日本特許法施行規則第13条の２は、「何人も、特許庁長官に対し、刊行物、特許出願又は実用新案登録出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲若しくは図面の写しその他の書類を提出することにより、特許出願が次の各号のいずれかに該当する旨の情報を提供することができる。ただし、当該特許出願が特許庁に係属しなくなったときは、この限りでない」と規定している。各国の情報提供制度は似て非なるものであり、以下では、主要国における情報提供制度の共通点と相違点をまとめて比較する。

	中国	米国	欧州	日本	PCT
提供者適格	何人も （実施細則第48条）	IDS提出義務のない あらゆる第三者 (35USC122(e)(1))	あらゆる第三者 （EPC Art.115）	何人も （施行規則13条の2）	第三者 実施細則第801号(a)
提出可能な時期	出願の公開日から専利権付与の公告日まで	(1)と(2)のいずれか早い方まで (1) 許可通知が発送された日 (2) 出願が最初に公開された日の後６ヶ月又はいずれかのクレームに対する審査官による最初の拒絶の日のいずれか遅い方	出願公開から（異議申立手続中、審判中も可能） （EPC Art.115）	出願が特許庁に係属している（事実上は出願公開後） （施行規則13条の3に基づき、特許付与後も可能。）	国際公開日以降、優先日から 28 ヶ月までの期間中
理由	拒絶理由のすべて	新規性、非自明性、拡大先願、先願※1	新規性、進歩性、補正の適法性、十分な開示、明瞭性	新規性、進歩性、拡大先願、先願、特許適格性、記載要件、新規事項、先行技術文献情報開示要件	新規性、進歩性
匿名可否	可能※2	可能※2	可能	可能	可能
出願人への通知	しない	する	する Rule 114(2)	する	する※3
提供者へのフィードバック	しない （審査指南第二部分第8章）	しない※4	メール通知サービス オンラインでも確認可	希望すればフィードバック可能	しない※5
官庁手数料	無料	文献が10個毎に180US$、初回3個まで無料	無料	無料	無料
包袋の閲覧と複製	通常、できない	可能	可能	可能	先行技術文献情報及び出願人による反論がPATENTSCOPE 上で公衆閲覧可能
情報提供の回数	なし	なし	なし	なし	各国際出願について合計10件、各情報提供者は1回のみ

図４．主要国における情報提供制度の比較

※１．出願の審査に関連する可能性のある特許公報、出願公開方向または他の刊行物に基づく必要があるため、記載不備などを情報提供の理由にすることができない。

※２．提出者の身元を明らかにしなければならないが、例えば代理人の名義で提出することで、実質的に匿名で情報提供が可能である（第三者の名称等を記載する必要はない）。なお、米国では提出者の署名は必要である。中国では身分証明は不要である。

※３．最初の情報が国際事務局で受領された段階で、出願人に通知される。２件目以降の情報提供については優先日から28 ヶ月の期間終了後に、速やかに出願人に通知する。

※４．提出者へのフィードバック制度は無いものの、審査経過情報を閲覧すれば把握することができる。

※５．情報を提供した第三者には、国際出願の手続きにその他の方法で関与する権利は与えられない（国内段階における異議申し立て手続きやその他類似の手続きに基づく場合を除く）。

7．まとめ

本稿では、中国における特許出願に対する情報提供制度及びその具体的運用を中心に紹介した。また、中国において、他社特許に対する対抗措置として情報提供をしようとする際、オフィスアクションが発行された場合の補正や分割の可能性、無効審判時のより厳格な補正の制限を考慮して、情報提供または無効審判のいずれかを選択し、そして、情報提供が選択した場合、情報提供のタイミングをオフィスアクションの発行に合わせて行うことを提案した。中国の知財実務を行う読者の参考となれば幸いである。

著者紹介

劉　春成

・中国専利代理人、工学博士

・所属：GLOBAL IP China北京五洲洋和知識産権代理事務所：代表パートナー

・教育：北京科技大学工学卒業(学士、修士課程修了)、精華大学機械専攻工学博士課程修了、日本京都大学エネルギー変換科学専攻ポストドク、日本埼玉工業大学ハイーテク研究所の特別研究員

・言語：中国語、日本語、英語

・専門：2002年より知的財産権分野に従事し、特に機械・光学分野の特許出願の明細書の作成、拒絶理由通知書への応答及び審判に豊富な実務経験を持ち、多くの有名な国際大手企業の特許出願を数千件以上成功に貢献する。技術分野は各種家電、医療機械、電池、冶金、半導体、セラミックス、通信、チップ、ゲーム装置、運転装置、農業機械など。

林　軍

・中国専利代理人、中国弁護士

・所属：GLOBAL IP China北京五洲洋和知識産権代理事務所：パートナー

・教育：天津大学分校卒業（学士修了)、日本神戸商船大学輸送情報システム専攻修士課程修了、大阪大学知的財産法修士課程修了

・言語：中国語、日本語、英語

・専門:2004年より知財分野に従事し、日本の特許事務所での顧問の経験を持ち、機械・電気・ソフトウェア分野において実務経験を有する。

【参考】http://www.wzyh-gip.com/jp/